

## 配置従事届の留意事項について

### 1 提出書類

提出物	提出部数	備考
配置従事届	1部	

### 2 留意事項

- 東京都内で配置に従事する場合には、あらかじめ提出してください。ただし、東京都知事に身分証明書の交付申請を行う場合は申請時に提出してください。この場合、東京都において従事する予定のみを記載し、身分証明書の有効期間分を1枚に記入してください。(従事期間の始期は、身分証明書の新規申請時に提出する場合、空欄でかまいません。)
- 配置販売業者の氏名欄の(配置・既存)の別の該当する方に○をつけてください。  
東京都の場合  
配置…平成21年6月1日以降、改正法に基づく配置販売業の許可を取得した(する)方。(業の許可番号が「57」で始まる方)  
既存…既存配置販売業者の方。(業の許可番号が「07」で始まる方)
- 既存配置販売業者の方は、種別欄(薬剤師・登録販売者・一般従事者)の記載は不要です。
- 郵送による届出も可能です。その場合には、薬事監視指導課(届出窓口)に到着した日が受付日となります。
- 他の道府県で配置に従事する場合は、配置従事届を当該道府県知事へ、あらかじめ届け出てください。

### 3 届出窓口及び問合せ先

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター本館1階  
東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課薬事審査担当  
電話 03-5937-1027 ファクシミリ 03-5937-1043  
受付時間：平日(年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く)9時から17時00分まで